

改正

平成29年10月30日規則第33号

花巻市中心身障害児医療費給付規則

(目的)

**第1条** この規則は、心身障害児の保護者に対して医療費の一部を給付することにより、もって子育て環境の充実を図り、心身障害児の健全な育成に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 心身障害児 次に掲げるいずれかに該当することとなった日の属する月の初日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者（同項ただし書に規定する保護者が交付を受けているときは、本人）で当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が3級から6級までのもの

イ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条の規定により特別児童扶養手当を支給されている者が監護又は養育する同条に定める要件に該当する障害児で同法第2条第5項に規定する障害等級の2級に該当するもの

ウ 児童相談所において中軽度の知的障害児と判定された者及び知的障害者更生相談所において中軽度の知的障害者と判定された者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で当該精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害の級別が1級から3級までのもの

(2) 監護者 現に次条に規定する受給者を監護している者をいう。

(3) 保護者 監護者、親権を行う者及び後見人その他の者をいう。

(4) 医療保険各法 健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭

和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。

(5) 保険証 被保険者証、組合員証又は被扶養者証等保険給付を受けるために発行された証をいう。

(6) 医療費 医療保険各法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)その他医療に関する法律等の規定による医療に要する費用の額をいう。

(7) 医療機関等 健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局、同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又はこれに準じる者をいう。  
(受給者)

**第3条** 受給者は、花巻市に住所を有する心身障害児(国民健康保険法第116条及び第116条の2に規定する被保険者の特例に準じて取り扱う者を含む。)であつて、医療保険各法に規定する被保険者、組合員、加入者又は被扶養者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給者から除くものとする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている者

(2) 花巻市乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例(平成18年花巻市条例第88号)、花巻市ひとり親家庭医療費給付規則(平成18年花巻市規則第92号)又は花巻市小学生医療費給付規則(平成25年花巻市規則第19号)の規定により医療費の給付を受けることのできる者

(3) 前2号に掲げるもののほか、医療保険各法その他医療に関する法令等の規定により医療費の全額について給付を受けることのできる者

(4) 次のア又はイに該当する者

ア 本人の前年の所得(1月から7月までに受給原因が発生した場合は、前々年の所得とする。以下同じ。)が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の有無及び数に応じて特別児童扶養手当等の支給に関する法律第20条の規定に基づき、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)第7条に定める額に35万円を加えた額を超える者

イ 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）の前年の所得又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で主としてその者の生計を維持するものの前年の所得が扶養親族等の有無及び数に応じて特別児童扶養手当等の支給に関する法律第21条の規定に基づき特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第8条第1項に定める額に35万円を加えた額以上である者

- 3 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、同項第4号については特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第8条第2項から第4項までの規定の例による。  
（受給者の制限の特例）

**第4条** 前条第2項第4号の規定にかかわらず、本人及び配偶者並びに扶養義務者が次の各号のいずれかに該当する者は、受給者とすることができる。

- (1) 災害その他特別の事情により、地方税法（昭和25年法律第226号）第717条の規定により国民健康保険税を減免された者若しくは同法第323条の規定により市町村民税を減免された者又はこれらに相当する者であると市長が認めたもの
- (2) 所得税法（昭和40年法律第33号）第30条に規定する退職所得金額その他一時的な所得金額のうち、市長が控除することが適当と認めた金額をこれらの所得から控除した場合、前条第2項第4号に該当しない者

（給付の額）

**第5条** 給付の額は、受給者に係る医療費について、医療機関等の診療報酬明細書（訪問看護医療費明細書を含む。）又は医療保険各法に定める医療費支給申請書ごとに1月につき、医療保険各法その他医療に関する法令等の規定により受給者が負担すべき額（国又は地方公共団体の負担により給付される額を除く。以下「受給者負担額」という。）から、入院外に係る医療費については750円、入院に係る医療費については2,500円を控除した額に相当する額とする。ただし、医療保険各法の規定により同一の世帯について一部負担金等を合算することにより高額療養費及び高額介護合算療養費（以下「高額療養費等」という。）が算定される場合においては、受給者負担額は、当該合算した額から高額療養費等を控除した額を一部負担金等の額に応じて案分することにより算定した額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の給付の額は、受給者

負担額に相当する額とする。

(1) 出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者（以下「乳幼児」という。）

(2) 受給者及び監護者が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による当該年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しないものを除く。）である場合

3 入院に伴う給付の額にあつては、前2項の規定により算定された額から当該食事療養標準負担額相当額を控除した額とする。

（受給者証の交付申請）

**第6条** この規則による医療費の給付を受けようとする者は、心身障害児医療費受給者証交付（更新）申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類等を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 保険証

(2) 受給者及び配偶者並びに民法（明治29年法律第89号）に係る所得及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の課税状況を明らかにする書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類等

2 前項各号に規定する書類等の内容を公簿等により確認することができるときは、当該書類等の提出を省略させることができる。

（受給者証の交付）

**第7条** 市長は、前条の規定により交付の申請があつた場合において、この規則による給付を受ける資格（以下「受給資格」という。）があると認めたときは、医療費受給者証（様式第2号。ただし、その者が乳幼児である場合は、様式第2号の2。以下「受給者証」という。）を保護者に交付するとともに、心身障害児医療費受給者証交付（更新）台帳（様式第3号）に記載し、受給資格がないと認めたときは、心身障害児医療費受給者証交付申請却下通知書（様式第4号）により、当該申請者に対し通知するものとする。

（受給者証の有効期間）

**第8条** 受給者証の有効期間は、市長が認定した日から翌年の7月31日までとする。ただし、当該認定の日が1月から7月までの間である場合は、当該認定の日の属する年の7月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、受給者が乳幼児のうち、当該認定の日から起算した最初の3月31日が、その者が6歳に達する日以後の最初の3月31日（以下「乳幼児満了日」という。）である者（以下「乳幼児満了児」という。）である場合には、乳幼児満了日までとする。

（受給者証の更新）

**第9条** 市長は、前条の有効期間が満了する前に、受給者証を更新するものとする。ただし、受給者が乳幼児満了児である場合は、この限りでない。

2 第6条及び第7条の規定は、前項の更新について準用する。この場合において、第6条及び第7条中「交付」とあるのは、「更新」と読み替えるものとする。

3 市長は、届出事由等に変更がないことが明らかであると認められる場合には、心身障害児医療費受給者証交付（更新）申請書の提出を求めないことができる。

（受給者証の切替）

**第10条** 市長は、受給者が乳幼児満了児であり、乳幼児満了日以降も受給資格を有すると認められる場合には、第8条第2項の有効期間が満了する前に、様式第2号の2による受給者証に替え、様式第2号による受給者証を交付するものとする。

（受給者証の再交付）

**第11条** 保護者は、第7条及び前条の規定により交付された受給者証を破損又は亡失したときは、心身障害児医療費受給者証再交付申請書（様式第5号）を市長に提出し、受給者証の再交付を受けることができる。

（受給者証の提示）

**第12条** 保護者又は受給者（以下「保護者等」という。）は、受給者が医療を受けようとするときは、医療機関等に保険証とともに受給者証を提示するものとする。

（給付の申請）

**第13条** 保護者は、この規則による医療費の給付を受けようとするときは、医療機関等に医療保険各法に規定する一部負担金を支払ったうえ、市長に対して心身障害児医療費給付申請書（様式第6号）又は医療費助成給付申請書（岩手県国民健康保険団体連合会が

作成するもの又はそれに準じるもの)により申請しなければならない。

(給付の決定)

**第14条** 市長は、前条による申請があった場合は、その申請の内容を審査し、適正と認めるときは医療費給付決定通知書(様式第7号)により、不適正と認めるときは心身障害児医療費給付却下通知書(様式第8号)により当該申請者に通知するものとする。

(医療費の給付方法)

**第15条** 前2条の規定にかかわらず、受給者のうち乳幼児が医療機関等で医療を受けた場合には、市長はその内容を審査し、適当と認められたときは、第5条の規定による額をその者又はその保護者に代わり当該医療機関等に支払うことができる。

2 前項の規定により支払いがあったときは、当該保護者等に対し、当該医療費の支給があったものとみなす。

(届出の義務)

**第16条** 保護者は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに心身障害児医療費受給資格変更届(様式第9号)に受給者証を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 加入医療保険に係る事項
- (3) 受給資格の該当要件
- (4) 金融機関名、口座番号その他振込先に係る事項
- (5) 受給者及びその監護者の市町村税の課税の有無

2 保護者は、受給者が受給資格を失ったときは、速やかに心身障害児医療費受給資格喪失届(様式第10号)に受給者証を添えて市長に提出しなければならない。

3 保護者は、給付事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、速やかに第三者行為傷病届(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(給付の制限)

**第17条** 市長は、保護者等が受給者の疾病又は負傷について損害賠償を受けたときは、その額の範囲内において、給付を要する費用の全部若しくは一部を支給せず、又は既に給付した金額の全部若しくは一部を心身障害児医療費返還通知書(様式第12号。以下「返還通知書」という。)により、保護者に返還させることができる。

(受給権の保護)

**第18条** この規則による給付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(不正利得の返還)

**第19条** 市長は、偽りその他の不正行為により、この規則による給付を受けた者がいるときは、返還通知書により、その者から既に給付した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(備付帳簿)

**第20条** 市長は、次に掲げる帳簿を備えておくものとする。

- (1) 心身障害児医療費受給者証交付(更新)台帳(様式第3号)
- (2) 心身障害児医療費給付台帳(様式第13号、様式第13号の2)
- (3) 収入金等整理台帳(様式第14号)

(補則)

**第21条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成28年11月1日から施行し、平成29年1月1日以降の受療に係る医療費から適用する。

附 則(平成29年10月30日規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第6条、第9条関係)

様式第2号(第7条、第10条関係)

様式第2号の2(第7条関係)

様式第3号(第7条、第9条、第20条関係)

様式第4号(第7条、第9条関係)

様式第5号(第11条関係)

様式第6号(第13条関係)

様式第7号(第14条関係)

様式第8号(第14条関係)

様式第9号(第16条関係)

様式第10号(第16条関係)

様式第11号(第16条関係)

様式第12号（第17条、第19条関係）

様式第13号（第20条関係）

様式第13号の2（第20条関係）

様式第14号（第20条関係）